

(意見書案第 16 号)

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援については、国や各自治体の取り組みにより、これまでも妊娠・出産・育児と継続的な支援策が講じられてきたが、特に、妊娠中からの切れ目のない支援が必要となっている。

出産により女性の心身には大きな負担が生じ、特に出産直後から 1 カ月間は身体的な負荷に加え、急激なホルモンバランスの変化により精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなり、出産する女性の親の年齢も高齢化しており、家族からの十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の 1 カ月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれている。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成 26 年度に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」予算を計上した。少子化対策を進めるに当たり、「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急な確立が求められる。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛